

3 / 20 福岡県西方沖を震源とする地震により被害を受けられたお客様へ

このたびの福岡県西方沖を震源とする地震により被災されました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、このたびの災害により災害救助法が適用された地域の被災契約者のご契約について、下記の特別措置を実施しておりますのでお知らせいたします。

記

1. 災害関係保険金・給付金「削減支払条項」の不適用

地震を原因とする災害関係保険金・給付金の「削減支払条項」は適用せず、通常のお取り扱いと致します。

2. 災害救助法適用地域)の特別措置について

(1) 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料の払込を猶予する期間を最長6か月延長します。

(2) 保険金・給付金の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお支払をいたします。

() 災害救助法適用地域につきましては厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)をご参照願います。

なお、詳細につきましては以下の窓口へお問い合わせ願います。

お客様サービス部 サービスセンターグループ

03 - 5789 - 5131

お問合わせ時間： 月～金9：00～17：00（祝祭日を除く）